

公表監第2号
令和2年4月9日
(2020年)

西宮市監査委員 佐竹 令次

令和2年2月10日付西監収第30号で受理しました西宮市職員措置請求の監査結果については、地方自治法第242条第5項の規定に基づき、別紙のとおり公表します。

請求人様

西宮市監査委員 佐竹 令次

「西宮市職員措置請求」の監査結果について（通知）

地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項の規定により令和2年2月10日付で提出されました住民監査請求について、その結果を次のとおり通知します。

記

第1 監査の請求

1 請求人

（略）

2 請求書の提出

令和2年2月10日

3 請求の内容

本件職員措置請求書の記述及び請求人の陳述内容等から、請求の要旨を次のとおり解しました。

別表に掲げる各議員（以下「当該各議員」という。）の平成30年度政務活動費（一部平成31年度政務活動費を含む。）として支出された広報・広聴費3,619,227円について、市長が当該各議員に対して返還を求めることを請求する。

理由は、別紙1のとおりです。

（添付された事実を証明する書面）

(1) テレビ新広島の報道及び監査結果

- (2) 平成 23 年 5 月 11 日神戸地裁判決及び市民オンブズ西宮通信 35 号
- (3) 政務活動費支出の適正化を求める申し入れ書（平成 29 年 2 月 6 日）
- (4) 政務活動費運用に関する手引き（関係法令）
- (5) 各議員に返還を求める違法・不当な支出に関する領収書等と関連資料

第2 監査の実施

1 請求の受理及び監査委員の除斥等

本件職員措置請求は、所要の法定要件を具備していると認められたので、令和 2 年 2 月 17 日、請求を受理することに決定しました。

なお、大原智監査委員及び菅野雅一監査委員については、法第 199 条の 2 の規定により除斥となっており、石橋正紀監査委員については、病气療養のため監査結果の決定に関与しませんでした。

2 監査の対象事項

当該各議員の平成 30 年度政務活動費（一部平成 31 年度政務活動費を含む。）として支出された広報・広聴費 3,619,227 円について、市長が当該各議員に対して返還を求めるという請求人の請求が認められるか否かを監査の対象としました。

3 監査対象部局

西宮市議会事務局

4 請求人の陳述及び新たな証拠の提出

法第 242 条第 6 項（令和 2 年 4 月 1 日改正後の法にあつては同条第 7 項）の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を付与した結果、令和 2 年 2 月 25 日、請求人が出席し、監査委員に対して陳述を行いました。

5 議員に対する調査及び関係部局の事情聴取

法第 199 条第 8 項の規定に基づき、あらかじめ請求人の指摘事項に対する当該各議員の説明を文書回答（別紙 2 参照）により議会事務局を通じて求め、関係職員として同事務局職員から令和 2 年 3 月 25 日、事情聴取を行いました。

第3 監査の結果

1 監査によって確認した事実

(1) 平成30年度政務活動費（一部平成31年度政務活動費を含む。）の交付状況

本件職員措置請求の対象となった政務活動費の交付状況は、別表のとおりです。

(2) 広報・広聴費に係る政務活動費についての条例の規定等

政務活動費は、法第100条第14項から第16項までの規定及び西宮市議会政務活動費の交付に関する条例（以下「条例」という。）に基づき、市議会議員の市政に関する調査研究その他の活動に資するため交付されるもので、政務活動費が交付される経費の範囲については、条例第6条第1項において「会派及び議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動」（以下「政務活動」という。）と規定され、広報・広聴費の内容としては、条例別表において、「会派若しくは議員が行う活動又は市政について住民に報告するために要する経費、並びに会派若しくは議員の活動又は市政に対する住民からの要望及び意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費」と規定されています。また、市議会が定める「政務活動費運用に関する手引き」（以下「手引き」という。）においては、広報・広聴費の主な内容として「印刷製本費：印刷・製本等」、「通信費等：郵送代、配布代等」その他の経費が掲げられ、留意事項として「全額充当の場合、政務活動目的以外の記載の混在はできません」として、少なくとも全額充当を認めがたい事例が列記されており、請求人は、「「広報・広聴費」支出については詳細な留意事項があり、これを読むと全額充当はあり得ない」と主張しています。

2 監査委員の判断

(1) 請求人の本件職員措置請求の要旨内容から、請求人が返還を求めている政務活動費については、法第100条第14項、第15項及び第16項並びに条例第6条に違反する、違法又は不当な支出であり、返還を要するか否かについて判断します。本件各支出が政務活動に要する経費に当たるか否かという判断に際しては、手引きの定めをも判断の基準とします。

住民監査請求においては、個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実について、違法不当性が主観的に思料されるだけでなく、具体的な理由により、当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすものとされ、請求人において違法事由を他の違法事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、

これらを証する書面を添えて請求をする必要があるとされています。

また、政務活動費に係る住民訴訟の判決例においては、原告たる住民において、当該支出が法第 100 条第 14 項及びこれに基づき定められた条例の規定に反することの主張立証責任を負うものとされていることから、請求人が問題とする個別の支出がその使途基準に該当するか否かは、当該支出についての議員の説明とともに、当該支出について請求人が議員の行う政務活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしているか否かを勘案し、また、議員の政務活動の自由に配慮し、その自主性、自律性を尊重する見地より、収支報告書等の記載から一般的、外形的に判断することとします。

(2) 菅野雅一議員に係る返還請求(平成 30 年度広報・広聴費支出 2, 100, 124 円のうち 525, 031 円)

請求人は、同議員の市政報告に係る支出について、按分すべき対象として「名前、プロフィール(写真・経歴)など紙面の 25% (4分の1)」としており、手引きが「少なくとも全額充当を認めがたい事例」として挙げる「自己の氏名やスローガンなどを不自然に大きく掲載すること」、「プロフィール等を長大に載せること」又は「発行者特定の目的を超えた不必要な自己等の写真等の掲載」に該当するとしていると解されます。一方、同議員は「手引きに従って発行者を明らかにするため、名前やプロフィール、写真について適切な大きさ、適切な文字数で掲載して」いるとしています。

請求人は、名前、プロフィール(写真・経歴)などが掲載されていることを指摘していますが、それ以上に個別的、具体的な違法不当性の主張がなされているわけではありません。

したがって、請求人は、本件経費の全額が充当されていることについて、議員の行う政務活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはいえ、本件支出が政務活動費対象経費に該当しないものとはいえません。

(3) 川村よしと議員に係る返還請求(平成 30 年度広報・広聴費支出 1, 620, 000 円のうち 325, 000 円)

請求人は、同議員の市政報告に係る支出について、按分すべき対象として「名前、写真、スローガンなど紙面の 25% (4分の1)」としており、手引きが「少なくとも全額充当を認めがたい事例」として挙げる「自己の氏名やスローガンなどを不自然に大きく掲載すること」又は「発行者特定の目的を超えた不必要な自己等の写真等の掲載」に該当するとしていると解されます。一方、同議員は「市政報告には市民が市政に興味を持てるような工夫こそ重要であり、私は「政務活動費運用に関する手引き」に従った上で、名前、写真、スローガンを適切な大きさ、文字

数で掲載している」としています。

請求人は、名前、写真、スローガンなどが掲載されていることを指摘していますが、それ以上に個別的、具体的な違法不当性の主張がなされているわけではありません。

したがって、請求人は、本件経費の全額が充当されていることについて、議員の行う政務活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはいえ、本件支出が政務活動費対象経費に該当しないものとはいえません。

(4) 吉井竜二議員に係る返還請求（平成 30 年度広報・広聴費支出 1,357,840 円のうち全額）

請求人は、同議員の市政報告に係る支出について、按分すべき対象として「名前、プロフィール（写真・経歴）及び主張など紙面の 100%（全額）」としており、手引きが「少なくとも全額充当を認めがたい事例」として挙げる「自己の氏名やスローガンなどを不自然に大きく掲載すること」、「プロフィール等を長大に載せること」、「発行者特定の目的を超えた不必要な自己等の写真等の掲載」又は「市政に関係しない自己の主張、見解、政治的信条等を載せること、また同様な他の意見を引用すること」に該当するとしていると解されます。一方、同議員は「市政報告は市民がどう政治に興味を持つかという工夫が重要であり、私は「政務活動費運用に関する手引き」に従った上で、名前、写真、スローガンを適切な大きさ、文字数で掲載している」としています。

請求人は、名前、プロフィール（写真・経歴）及び主張などが掲載されていることを指摘していますが、それ以上に個別的、具体的な違法不当性の主張がなされているわけではありません。

したがって、請求人は、本件経費の全額が充当されていることについて、議員の行う政務活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはいえ、本件支出が政務活動費対象経費に該当しないものとはいえません。

(5) 澁谷祐介議員に係る返還請求（平成 30 年度広報・広聴費支出 958,457 円のうち 75,776 円）

請求人は、同議員の市政報告に係る支出について、按分すべき対象として「名前、プロフィール（写真・経歴）など紙面の 16%（約 6 分の 1）」としており、手引きが「少なくとも全額充当を認めがたい事例」として挙げる「自己の氏名やスローガンなどを不自然に大きく掲載すること」、「発行者特定の目的を超えた不必要な自己等の写真等の掲載」又は「プロフィール等を長大に載せること」に該当するとしていると解されます。一方、同議員は「手引きに従って発行者を明らかにするため、名前やプロフィール、写真について適切な大きさ、適切な文字数

で掲載して」いるとしています。

請求人は、名前、プロフィール（写真・経歴）などが掲載されていることを指摘していますが、それ以上に個別的、具体的な違法不当性の主張がなされているわけではありません。

したがって、請求人は、本件経費の全額が充当されていることについて、議員の行う政務活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはいえ、本件支出が政務活動費対象経費に該当しないものとはいえません。

(6) 篠原正寛議員に係る返還請求（平成 30 年度広報・広聴費支出 955, 356 円のうち 124, 740 円）

請求人は、同議員の市政報告に係る支出について、按分すべき対象として「プロフィール（写真・経歴）及び主張など 36 号の 50%、37 号の 25%」としており、手引きが「少なくとも全額充当を認めたい事例」として挙げる「発行者特定の目的を超えた不必要な自己等の写真等の掲載」、「プロフィール等を長大に載せること」又は「市政に関係しない自己の主張、見解、政治的信条等を載せること、また同様な他の意見を引用すること」に該当するとしていると解されます。一方、同議員は「読みやすさ、関心を引く話題の記載を心がけながらも市政に無関係な主張を掲載したことは一度もなく、直近の市政に関する選挙に絡んで事後論評することも当然これに含まれる」としています。

請求人は、プロフィール（写真・経歴）及び主張などが掲載されていることを指摘していますが、それ以上に個別的、具体的な違法不当性の主張がなされているわけではありません。

したがって、請求人は、本件経費の全額が充当されていることについて、議員の行う政務活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはいえ、本件支出が政務活動費対象経費に該当しないものとはいえません。

(7) 岩下彰議員に係る返還請求（平成 30 年度広報・広聴費支出 909, 680 円のうち全額）

請求人は、同議員の市政報告に係る支出について、「はがきによる市政報告は實際上季節ごとの挨拶に過ぎないので全額認められない」としており、内容が政務活動目的以外の記載であるとの主張と解されます。一方、同議員は「自身が本会議において質問した時にはそれを中心にした報告を、そうでない時は委員会で発言したことを中心にした報告を、また定例会の様子をと、市政報告してきた」としています。

市政報告にはがきを使用していたという一事をもって政務活動費対象外の挨拶にすぎないとは言えず、それ以上に個別的、具体的な違法不当性の主張が請求人によりなされているわけではありません。

したがって、請求人は、本件経費の全額が充当されていることについて、議員の行う政務活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはいえ、本件支出が政務活動費対象経費に該当しないものとはいえません。

(8) 岩下彰議員に係る返還請求（平成 31 年度広報・広聴費支出 301,160 円のうち全額）

請求人は、同議員の市政報告に係る支出について、平成 30 年度広報・広聴費支出と「同様の理由により広報・広聴費支出 301,160 円全額返還」としており、内容が政務活動目的以外の記載であるとの主張と解されます。一方、同議員の説明は、(7)と同じです。

市政報告にはがきを使用していたという一事をもって政務活動費対象外の挨拶にすぎないとは言えず、それ以上に個別的、具体的な違法不当性の主張が請求人によりなされているわけではありません。

したがって、請求人は、本件経費の全額が充当されていることについて、議員の行う政務活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはいえ、本件支出が政務活動費対象経費に該当しないものとはいえません。

以上のことから、本件各支出が政務活動費対象経費に該当しないものとはいえないため、当該各議員の平成 30 年度政務活動費（一部平成 31 年度政務活動費を含む。）として支出された広報・広聴費 3,619,227 円について、市長が当該各議員に対して返還を求めるという請求人の請求は、これを棄却します。

別表

(単位:円)

当該各議員	交付決定額 A	対象支出額 B	差 額 A-B	精算後交付額
菅野雅一	1,440,000	2,488,139 (2,100,124)	△1,048,139	1,440,000
川村よしと	1,440,000	1,620,000 (1,620,000)	△180,000	1,440,000
吉井竜二	1,440,000	1,681,500 (1,357,840)	△241,500	1,440,000
澁谷祐介	1,440,000	1,568,280 (958,457)	△128,280	1,440,000
篠原正寛	1,440,000	1,225,146 (955,356)	214,854	1,225,146
岩下彰	1,440,000	1,853,061 (909,680)	△413,061	1,440,000
岩下彰(ただし、 平成31年度分)	280,000	490,544 (301,160)	△210,544	280,000

注 B欄()内が広報・広聴費として計上された金額(内数)です。

(請求人が記載した請求理由)

(注記) 原則として請求人が提出した請求書の原文のままを記載しています。

政務活動費支出の適正化とは何か。政務調査費制度発足から20年近くになるが、当初は領収書等の公開もなく“第2の報酬”のような支出が行われていた。その実態は市民の声に押されて領収書の公開、ホームページへの掲載等による透明化が進んできた。支出の在り方も住民監査請求や住民訴訟を経て、市民感覚に即したものとなってきた。

そうしたなかで、2019年9月21日のテレビ新広島の配信によると、広島市監査委員会が顔写真等の掲載を不適切とした監査結果を行った。その判断に関する部分を下記に示す。

この点に関して、議員個人の広報紙の発行に関し、氏名や顔写真などを掲載する場合にその作成・印刷経費全額について政務活動費を充当することが許されるか否かについては、市政に関する記事(文字・写真)及びそれらに関する議員個人の意見が紙面の大部分を占める場合は、政務活動費から全額支出することができるが、議員個人の氏名や顔写真の掲載については議員個人の宣伝という面もあるため、氏名が題字の大きさと同じ程度にとどまり、顔写真も紙面の縦横各5分の1にとどまれば、議員個人の宣伝が主目的ではないと認められ、紙面全面について政務活動費を充当することができる旨の弁護士の見解が示され、これが法律相談記録の一つとして各党派に配布され、政務活動費の使途基準の一つとして認識されている。

広報紙における議員の氏名や顔写真などの掲載について示されたこの見解は、その内容から、平成22年11月5日東京高裁判決を基に示された見解であると認められるが、その後の裁判例でもこうした点を争点とするものが多くある。

最近の裁判例である平成30年3月27日大阪高裁判決をみても、その概略としては、政党活動、選挙活動及び後援会活動そのものを具現化するようなものは政務活動費を充当することができないが、それら以外で、議員が行う県政の政策等に関わる情報とはいえ記事や写真については、その内容や大きさ、配置からみて、当該情報との合理的な関連性を有することが明らかな場合などであれば当該情報の一部を構成するものとして按分を要せず政務活動費を充てることができ、また、議員のプロフィールも当該情報の発信者を説明するものとして相当な範囲に収まり、当該情報との合理的な関連性があると認識できる限度においては同様と解されるとされている。(引用、ここまで)

西宮市議会に関しては2011年5月11日の神戸地裁判決がある。そのなかに、栗山雅史市議の市政報告「KURIX」に半額返還の判断が出されている。これを契機に、「政務活動費運用に関する手引き」に「全額充当の場合、政務活動目的以外の混在はできません。」とされ、具体的には「自己の氏名やスローガンなどを不自然に大きく掲載すること」等の例が記載されている。

しかしその後の経緯をみると、この手引きは考慮されることもなく全額充当が続いている。そうした看過できない現状に対して2017年2月6日、更に18年12月25日に市民オンブズ西宮が「政務活動費支出の適正化を求める申し入れ書」を市議会議長あてに提出した。その要旨は下記のとおり。

表記について、昨年2月6日の申し入れ後も「広報・広聴費」支出の改善は見られません。2017年度の政務活動費支出の実態をみても、按分すべき部分が多いにも関わらず、按分は行われていません。ちなみに、政務活動費運用に関する手引きには「実費原則と按分」の記載があります。「広報・広聴費」支出については詳細な留意事項があり、これを読むと全額充当はあり得ないと思われまます。

また、「選挙前事前運動と混同されないよう」にとの注意も記載されています。統一地方選挙を目前にして、議会活動報告だから何でも許されるということになると、現職が実際上公費で事前運動を行うことにな

り、選挙の公平性が著しく歪められることとなります。

こうした経過を経て、2018 年度支出から「政務活動費市政報告チェックリスト」の提出が義務付けられることになった。このチェックリストによって多くの議員が按分を行うものと期待していたが、大多数が充当率 100%となっている。これは、議員間に暗黙の了解「赤信号みんなで渡れば怖くない」とばかりに“按分必要なし”に固執するものである。

以上のような判断から、多額の「広報・広聴費」支出を按分なしで行っている事例について抽出し、主に印刷費用の按分による返還を求めることにした。次の議員の 2018 年度政務活動費支出（一部 19 年度を含む）は、「西宮市議会政務活動費交付に関する条例」（規則・手引き）に照らして不当・違法な支出である。これら議員の 3,619,227 円の支出について、西宮市長が各議員に対して返還を求めることを請求する。

菅野雅一 広報・広聴費支出 2,100,124 円のうち 525,031 円

対象の市議会報告は「菅野新聞」12号・13号・14号・15号

按分対象は名前、プロフィール（写真・経歴）など紙面の 25%（4分の1）

川村よしと 広報・広聴費支出 1,620,000 円のうち 325,000 円

対象の市議会報告は「志政報告」No. 16・17 の作成・印刷費の 1,300,000 円

按分対象は名前、写真、スローガンなど紙面の 25%（4分の1）

吉井竜二 広報・広聴費支出 1,357,840 円のうち 1,357,840 円

対象の市議会報告は「ドラゴン通信」Vol. 4

按分対象は名前、プロフィール（写真・経歴）及び主張など紙面の 100%（全額）

澁谷祐介 広報・広聴費 958,457 円のうち 75,776 円

対象は「市政報告」53号～57号の印刷費 473,605 円

按分対象は名前、プロフィール（写真・経歴）など紙面の 16%（約6分の1）

篠原正寛 広報・広聴費 955,356 円のうち 124,740 円

対象は「しのまさ通信」Vol. 36・37 の印刷費 336,960 円

按分対象はプロフィール（写真・経歴）及び主張など 36号の 50%、37号の 25%

岩下彰 広報・広聴費 909,680 円のうち 909,680 円

対象は「市政報告」2018 夏号・秋号、2019 年 1 月号

はがきによる市政報告は実際上季節ごとの挨拶に過ぎないので全額認められない

岩下彰 2019 年度（6 月 10 日まで分）も同様の理由により広報・広聴費支出 301,160 円全額返還
合計 1,210,840 円

(当該各議員による説明)

(菅野雅一議員)

政務活動費の請求と受領、それを使用した政務活動については「西宮市議会政務活動費交付に関する条例」などに照らして、全てを適切かつ適法に行っており、西宮市長が私に返還を求める何らの正当性はない。

「政務活動費運用に関する手引き」において「市政報告の発行は自己の宣伝行為と混同されないように、内容及び写真等の使用には十分配慮しなければならない」としたうえで、「少なくとも全額充当を認めがたい事例」として「発行者特定の目的を超えた不必要な自己等の写真等の掲載」「自己の氏名やスローガンなどを不自然に大きく掲載すること」としており、請求書での返還の請求はこれらを根拠にしているとみられる。私は手引きに従って発行者を明らかにするため、名前やプロフィール、写真について適切な大きさ、適切な文字数で掲載しており、全額を充当することに問題はない。

請求書では、広報・広聴費支出2,100,124円のうち525,031円の返還を求めているが、議員1人当たりの政務活動費の年間支出合計額144万円である。144万円を超える費用については、自己で負担している。つまり、返還を請求する525,031円を2,100,124円から差し引いたところで、1,575,093円であり、市が私に支出した144万円を超えている。請求者の主張に従ったとしても、返還額は私の自己負担額の範囲内であり、返還すべき金額は存在しない。

なお、請求書では、対象の市議会報告について「菅野新聞」としているが、私が発行しているのは「西宮市政報告 かの新聞」であり、不正確な表現である。

(川村よしと議員)

政務活動費の請求と受領、それを利用した政務活動については「西宮市議会政務活動費交付に関する条例」等に則った上で、そのすべてを適切・適法に行っている。よって、西宮市長が私に返還を求めることの正当性はもちろん、請求人の主張に対しても正当性はないものと考えている。

また、政務活動収支報告書の補足資料にもその主旨は記載の通りだが、市政報告には市民が市政に興味を持てるような工夫こそ重要であり、私は「政務活動費運用に関する手引き」に従った上で、名前、写真、スローガンを適切な大きさ、文字数で掲載しているため、全額を充当することに全く問題はない。

政務活動費の使途の正当性を決めるのは、私たち西宮市議会議員であって請求人ではない。

要は、単純に見解の相違であるため、これ以上議論の余地はない。

(吉井竜二議員)

政務活動費の請求と受領、それを利用した政務活動については「西宮市議会政務活動費交付に関する条例」等に則った上で、そのすべてを適切・適法に行っている。よって、西宮市長が私に対し、政務活動費の返還を求めることの正当性はもちろん、請求人の主張に対しても正当性はないものとする。

市政報告は市民がどう政治に興味を持つかという工夫が重要であり、私は「政務活動費運用に関する手引き」に従った上で、名前、写真、スローガンを適切な大きさ、文字数で掲載しているため、全額を充当することに全く問題はないと考える。

また、記載内容については一般質問で取り扱ったものであり、明確に自身の政務活動の一環である。その内容を紙面にし、報告しているので、不当性や違法性は無いと考える。

(澁谷祐介議員)

政務活動費の請求と受領、それを使用した政務活動については「西宮市議会政務活動費交付に関する条例」などに照らして、全てを適切かつ適法に行っており、西宮市長が私に返還を求める何らの正当性はな

い。

「政務活動費運用に関する手引き」において「市政報告の発行は自己の宣伝行為と混同されないように、内容及び写真等の使用には十分配慮しなければならない」としたうえで、「少なくとも全額充当を認めがたい事例」として「発行者特定の目的を超えた不必要な自己等の写真等の掲載」「自己の氏名やスローガンなどを不自然に大きく掲載すること」としており、請求書での返還の請求はこれらを根拠にしているとみられる。私は手引きに従って発行者を明らかにするため、名前やプロフィール、写真について適切な大きさ、適切な文字数で掲載しており、全額を充当することに問題はない。

なお請求書では広報・広聴費支出 958,457 円のうち 75,776 円の返還を求めているが、私は議員 1 人当たりの政務活動費の年間支出合計額 144 万円より 128,280 円多い 1,568,280 円を政務活動に支出しており、仮に請求人の主張に従ったとしても返還すべき金額は存在しない。

(篠原正寛議員)

小職作成・発行の市政報告「しのまさ通信」は一貫して政務活動費に関する条例やマニュアルに則って作成・発行されており、同時にこれらの変化に合わせて最新の改良も心がけている。

また読みやすさ、関心を引く話題の記載を心がけながらも市政に無関係な主張を掲載したことは一度もなく、直近の市政に関する選挙に絡んで事後論評することも当然これに含まれる。

請求人らの主張は単なる自己の見解であり、小職の政務活動に何らの影響を与えるものではなく、また何の基準でもない。

ちなみに「しのまさ通信」は構成や文字数を二度変更しているが、過去 13 年間で一度も監査事務局より不当・違法な支出として返還を命じられたことはなく、これと一連に作成された同 36、37 号も記事内容は当然違えどレイアウトや使用写真等に変更はない。

(岩下彰議員)

私は定例会の後、前、間に市政報告をだしてきた。自身が本会議において質問した時にはそれを中心にした報告を、そうでない時は委員会で発言したことを中心にした報告を、また定例会の様子をと、市政報告してきた。それを時候といわれるは許されない。だした後は毎回必ずというほど内容についての問い合わせが、電話や手紙であり、面談している。市政に関してのやりとりである。

なお、時候といっている人達に、一度たりとも報告をしたことは、どんな形にしらない。

絶対に、こうしたやり方は許すことはできない。

私の報告を待っている方に、ひきつづいてしていこうと考えている。